

三重とこわか国体・三重とこわか大会 とこまる広場売店等設置運営要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体および三重とこわか大会「以下「国体・大会」という。」の開催に当たり、来県する各選手団や大会関係者をはじめとする多くの方々に本県の食・特産品や観光地などの魅力を発信するため、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が設置する売店等について、必要な事項を定める。

2 設置場所および期間

(1) 三重とこわか大会 各競技会場とこまる広場 9市町13会場

※ 同敷地内の会場のため、一カ所に統合

設置場所	設置期間（運営日）		
	10/23 (土)	10/24 (日)	10/25 (月)
朝日ガスエナジー東員スタジアム (フライングディスク【身・知】／東員町)	○	○	○
四日市市総合体育館 (バレーボール【身・知】／四日市市)	○	○	—
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場※ (水泳【身・知】／鈴鹿市)	○	○	○
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場※ (サッカー【知】／鈴鹿市)			
津グランドボウル (ボウリング【知】／津市)	○	○	—
津市産業・スポーツセンター (サオリーナ) (バスケットボール【知】、車いすバスケットボール【身】／津市)	○	○	—
津市安濃中央総合公園内体育館 (バレーボール【精】／津市)	○	○	—
松阪市総合運動公園 芝生広場 (アーチェリー【身】／松阪市)	—	○	—
明和中学校第2グラウンド (グラウンドソフトボール【身】／明和町)	○	○	—
三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場 (陸上競技【身・知】／伊勢市)	○	○	○
三重県営サンアリーナ(メインアリーナ) (卓球【身・知・精】、サウンドテーブルテニス【身】／伊勢市)	○	○	—
三重県営サンアリーナ(サブアリーナ) (ボッチャ【身】／伊勢市)	○	○	—

長沢野球場 長沢多目的広場 (フットベースボール【知】／志摩市)	○	○	—
赤羽公園野球場 赤羽公園多目的グラウンド (ソフトボール【知】／紀北町)	○	○	—

3 開設時間

売店等の開設時間は、原則、午前9時から午後5時までとする。ただし、県実行委員会は必要に応じ、開設時間を変更することができるものとする。

4 取扱商品およびサービス

売店等で取り扱う商品およびサービスは、次の範囲内とする。

- (1) 国体・大会関連グッズ（両大会マスコット「とこまる」等のデザインを使用した商品で、県実行委員会の使用承認を受けているもの）
- (2) 三重県の魅力を発信する食品・飲料
 - ア 簡易な調理を行う食品・飲料（調理する食品は、あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等で下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。）
 - イ 調理加工を行わない食品・飲料（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、同法に基づく適正な表示がなされているものであること。）
- (3) 三重県の魅力を発信する特産品・土産品
- (4) スポーツ用品
- (5) 宅配
- (6) 記念切手・記念硬貨等
- (7) 国体パートナー、オフィシャルスポンサーの製品およびサービス
- (8) 日本スポーツ協会の製品およびサービス
- (9) 日本障がい者スポーツ協会の製品およびサービス
- (10) 大会特別協賛企業の製品およびサービス
- (11) 三重県政および三重県内市町政のPR（ただし、三重県および三重県内市町の魅力を発信するものに限る。）
- (12) 県内の障がい福祉団体、特別支援学校、障害福祉サービス事業所等の製品および活動PR
- (13) 県内の学校の製品等（学校の授業計画に基づき学生が生産・製作等したものに限る。）
- (14) その他県実行委員会が必要と認めるもの

5 出店者の条件

売店等に売店しようとする者（以下「出店希望者」という。）は、次の全ての条件を満たす者とする。なお、売店等の運営は、三重県暴力団排除条例（平成22年10月22日三重県条例第48号）の主旨に従い、実施することとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 県内に店舗を有する者であって、申請時において1年以上の営業を継続している者
 - イ 「4 取扱商品およびサービス」の(1)、(2)および(3)を製造または販売している

者

- ウ 国体パートナーおよびオフィシャルスポンサー
- エ 日本スポーツ協会
- オ 日本障がい者スポーツ協会
- カ 大会特別協賛企業
- キ 行政機関
- ク 県内の障がい福祉団体および障害福祉サービス事業所等
- ケ 県内の学校
- コ その他県実行委員会が特に認める者

- (2) 出店申請書の提出日時点において、県税ならびに消費税および地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 申請日から起算して過去1年以内に、関係法令等の違反による処分を受けていない者
- (4) 出店を申請する者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「配偶者」という。）を含む。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 出店を申請する者が、反社会的勢力を従業員等として使用、または雇用していないこと。
- (6) 出店を申請する者が、反社会的勢力にみかじめ料等の名目の如何を問わず、金品を提供しないこと。
- (7) 出店を申請する者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (8) 原則として、各設置期間を通して出店できる者

6 食品を販売する出店者の条件

食品を販売する出店希望者については、「5 出店者の条件」に定めるもののほか、次の条件を満たす者とする。なお、食品を販売する売店等の出店者の選定については、設置場所を所管する保健所等と十分に調整を行うものとする。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可等を必要とする営業にあつては、当該許可を受けまたは届出を行っている者
- (2) 申請日から起算して過去1年以内に、食中毒の発生等による行政処分歴がないこと。

7 出店料

- (1) 物品の販売およびサービスの有償提供等を行う出店者は、県実行委員会に出店料を納入しなければならない。なお、出店料は次のとおりとする。

設置期間	出店料（1小間・1日あたり）	
	県内業者	左記以外
令和3年10月23日（土）～25日（月）	2,600円	5,200円

※1 上記出店料は、1小間（テント【間口5.4m×奥行3.6m】の2分の1）当たりの金額である。

※2 2小間以上の出店料は、上記出店料×小間数とする。

- (2) 次に該当する者は、出店料を免除することができる。
- ア 日本スポーツ協会
 - イ 日本障がい者スポーツ協会
 - ウ 大会特別協賛企業
 - エ 国体パートナーおよびオフィシャルスポンサー
 - オ 行政機関
 - カ 県内の障がい福祉団体および障害福祉サービス事業所等
 - キ 県内の学校
 - ク その他県実行委員会が特に認める者
- (3) 荒天その他特別な事情により、設置期間中の全部または一部について売店の営業を行うことができなかつた場合、県実行委員会は、出店料の全部または一部を返還するものとする。
- (4) 売店等の運営に要する費用は、出店者が負担するものとする。

8 売店等の設置備品

売店等の1小間当たりの設置備品は次のとおりとし、県実行委員会が準備する。原則として次のとおりとするが、各競技会場の特性により異なる場合がある。

- ア テント（間口5.4m×奥行3.6m）2分の1
- イ 長机 3台
- ウ パイプイス 4脚
- エ 飛沫防止透明シート 一式
- オ 吊看板 1枚

※ 給排水、電源・照明等の設備は新たに設けない。（既設設備が使える場合は、別途当該施設の利用規定による。）

9 出店の場所

売店等の出店場所は、県実行委員会が指示するものとする。

10 出店申請

出店希望者は、売店等出店許可申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、県実行委員会に提出しなければならない。なお、申請時期、方法等については、県実行委員会が会場ごとに別に定める。

- (1) 出店申請者の概要・出店計画書（別紙1）
- (2) 営業許可証（写）または収受印が押印された営業許可申請書（写）
- (3) 売店責任者および従業員の本人確認書類（写）（免許証、パスポートなど顔写真付きのもの）
- (4) 持ち込み機器等調査票（別紙2）
- (5) 誓約書兼承諾書（別紙3）
- (6) 県税ならびに消費税および地方消費税に未納がないことを証する証明書

1.1 出店者の選定および出店許可書の交付

- (1) 県実行委員会は、本要項に基づき、営業経験や出店実績等を考慮し、出店が適当であると認められた者を出店者として選定する。その際、県実行委員会は、出店を申請する者またはその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとする。
- (2) 県実行委員会は出店を許可する際、「7 出店料」の(2)および(3)に該当しない者に対しては、売店等出店料納入通知書(様式第2号)を送付し、納期限までに県実行委員会が指定する方法で出店料を納入した者に限り、出店を許可するものとする。なお、出店料納入後、出店料の返還を求めることはできないものとする。
- (3) 県実行委員会は、出店を許可したときには、売店等出店許可書(様式第3号)を当該出店申請者に交付するものとする。
- (4) 出店を許可しないときは、当該申請者に対して、その旨を文書にて通知するものとする。

1.2 許可の取り消し

県実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店等出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は県実行委員会に対して、損害賠償を請求することができないものとする。

- (1) 関係法令および本要項に違反したとき。
- (2) 売店等出店許可書の交付を受けた者が、虚偽の申請を行ったことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指導に従わなかったとき。
- (4) その他県実行委員会が売店等の管理運営において不相当と認めるとき。

1.3 保健所への届出

- (1) 食品を販売する出店者は、三重とこわか国体・三重とこわか大会食品衛生対策実施要領(以下「要領」という。)に基づき検便検査を受け、その結果の写しを県実行委員会に提出するものとする。
- (2) 県実行委員会は、食品を販売する出店者に対し出店を許可したときは、本要項に定める必要な計画書および検便検査結果の写しを所管の保健所に提出するものとする。

1.4 設置基準

- (1) 食品を販売する売店
 - ア 要領の『食品関係施設の営業者等が遵守すべき事項』を遵守できるよう必要な設備を設置すること。
 - イ 食品衛生関係法令等に規定する施設基準を満たすこと。
- (2) その他の売店

取扱商品については、商品の内容が明瞭に識別できるよう、売店の規模に応じ陳列設備を設けること。

1.5 管理責任

売店等における販売品、販売備品および金銭の管理は、営業時間にかかわらず出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、県実行委員会は一切その責任を負わないものとする。

1 6 禁止事項

出店者および従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること、または売店の管理運営を委任すること。
- (2) 火気を使用すること。ただし、県実行委員会が特に認めた場合を除く。
- (3) 三重とこわか国体・三重とこわか大会開・閉会式会場管理運営要綱で定める持込禁止物を持ち込み、または、同要綱で定める禁止行為を行うこと。ただし、県実行委員会が特に認めた場合を除く。
- (4) 商品を不当な価格で販売すること。
- (5) 指定された場所以外での立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (6) 拡声器または音響器具類を使用すること。
- (7) アルコール飲料を販売（試飲を含む。）すること。ただし、土産・特産品等として県実行委員会が認めた場合を除く。
- (8) 危険物を販売すること。
- (9) 許可された商品以外のものを販売すること。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼす行為をすること。

1 7 出店者および従業員の遵守事項

出店者および従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県実行委員会が開催する出店者説明会に出席すること。
- (2) 売店等出店許可書を店頭の見やすい場所に提示すること。
- (3) 搬入出に使用する車両には、別途交付される通行許可証を指示された位置に掲げること。
- (4) 従業員は県実行委員会が発行するIDカード等を着用し、服装は清潔なものを着用すること。
- (5) 売店等の設置、撤去および荷物の搬入、搬出の時期については、県実行委員会の指示に従うこととし、商品等の搬入、陳列および搬出は、大会運営に支障のないよう必ず定められた時間内に行うこと。
- (6) 接客に当たっては、好感を与えるように親切丁寧を心がけること。
- (7) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (8) 販売品には、関係法令等の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (9) 各売店等の清掃は、各出店者が責任を持って行い、店内にゴミ箱を設置し、排出したゴミ（販売した飲食の使い捨て容器を含む。）は各出店者が持ち帰り処分すること。
- (10) 県実行委員会が認める火気を使用する売店にあつては、消火器等の設置による防災対策を講ずること。
- (11) 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、当該区域を管轄する保健所の食品衛生監視員の指導に従うこと。
- (12) 県実行委員会が許可した機器以外は使用しないこと。
- (13) 天候の悪化等の事情により、県実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合は、その指示に従うこと。

- (14) 出店申請後に、従業員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに県実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類を添付すること。
- (15) 売店等の出店に関しては、本要項のほか、関係法令および県実行委員会が制定する関係要綱等を遵守すること。
- (16) 新型コロナウイルス感染拡大対策として、「三重とこわか大会競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」や業種ごとのガイドライン等を遵守すること。
- (17) その他売店監督員および県実行委員会の指示に従うこと。

1 8 売店監督員および売店責任者

(1) 売店監督員

- ア 県実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- イ 売店監督員は現地を巡回し、売店の管理運営について指導するものとする。

(2) 売店責任者

- ア 出店者は、当該従業員のうちから売店責任者を定め、現場に常駐させるものとする。
- イ 売店責任者は、当該売店の管理運営について従業員を指導し、販売等が適正に行われるよう努めるものとする。特に、食品を販売する売店にあっては、衛生管理に十分配慮するものとする。また、売店監督員から指示があった場合は、これに従わなければならない。

1 9 販売実績の報告

出店者は、売店等における金銭の出納に係る全ての責任を負うこととし、販売実績を県実行委員会に報告するものとする。

2 0 事故等の処理

売店内において事故等が発生したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告し、売店監督員は県実行委員会、関係機関等に連絡するとともにその指示に従い事故処理に当たるものとする。

2 1 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、会場内の施設または第三者に損害を与えたときは、賠償の責任を負うものとする。

2 2 補填および補償

- (1) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を県実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など県実行委員会が予測できない理由により出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を県実行委員会に請求することはできない。

2 3 原状回復

出店者は、出店許可期間終了後直ちに原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

24 その他

この要項について疑義が生じた場合または定めのない事項については、県実行委員会が関係者と協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要項は、令和3年2月18日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年6月24日から施行する。